

## 監査公告第 13 号

### 定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による建設部の定期監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 2 年 11 月 27 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

# 建設部 定期監査結果報告

## 第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

## 第2 監査期間

令和2年10月9日から令和2年11月9日まで

## 第3 監査の対象

建設部の令和2年度（令和2年9月末現在）財務に関する事務及び行政事務の執行状況、物品・施設の管理状況

## 第4 監査の着眼点

- (1)財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2)行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3)公園長寿命化計画に基づく将来計画が順次取り組まれているか。
- (4)歴史的風致維持向上計画の決定プロセスが適正に進められているか。
- (5)加賀温泉周辺施設整備事業の進捗管理が適切に行われているか。
- (6)山代温泉街なみ環境整備計画検討事業が計画的に実施されているか。

## 第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

## 第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

## 第7 留意事項

地方自治法第199条第12項の規定のとおり、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないこととなっているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

## 建設部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 保育園統合に伴う周辺市道整備について
2. 都市計画基礎調査（歴史的風致維持向上計画策定他）について
3. 街路整備事業（合河片山津線）について
4. 県営街路事業（加賀温泉駅前1号線）について
5. 山中温泉地区整備事業（菊の湯広場整備、散策路整備）について
6. 柴山湯周辺整備事業（遊歩道整備）について
7. 加賀温泉駅周辺整備、地下自由通路工事について
8. 地籍調査について
9. 市営住宅の管理について
10. 町屋再生整備事業について
11. 山代温泉街なみ環境整備事業計画について
12. 木造住宅耐震改修促進事業について
13. 危険ブロック塀等撤去費補助事業について